

内閣府同時発表

平成 29 年 10 月 6 日
住宅局 建築指導課**「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」を閣議決定**

本日、「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

これにより、平成 28 年熊本地震の応急仮設住宅について、建築基準法により最長 2 年 3 か月間とされている存続期間は、特定行政庁の許可により、更に 1 年を超えない範囲内で延長をすることが可能（再延長可）となります。

1. 概要

平成 28 年熊本地震による災害については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、平成 28 年 5 月に制定された「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 28 年政令第 213 号）において、特定非常災害として指定されるとともに、当該災害に対する措置（法第 3 条～第 9 条）のうち、直ちに適用可能な措置（法第 3 条～第 7 条）について指定されているところです。

今般、同政令を改正し、法第 8 条の措置（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）を追加指定します。（参考 1）

これにより、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項及び第 4 項の規定により最長 2 年 3 か月間とされている応急仮設住宅の存続期間については、特定行政庁が許可を行うことにより、更に 1 年を超えない範囲内で延長をすることが可能（再延長可）となります。（参考 2）

2. 今後のスケジュール

公布・施行 平成 29 年 10 月 12 日（木）